

株式会社 PR TIMES と地元企業の効果的な 情報発信支援等に関する協定を締結しました

堺市では、株式会社 PR TIMES とスタートアップ等を含む地元企業の情報発信支援及び経済施策等の発信に関する協定を締結しました。

本協定は、「堺市基本計画 2025」における重点戦略である「人や企業を惹きつける都市魅力」の取組の一環として締結するものであり、イノベーションの担い手となる市内のスタートアップ・ベンチャー企業、伝統産業事業者等の製造業を営む企業や DX に取り組む企業などが、域外へ発信する体制を整備し、効果的に情報発信を行うことを目的としています。効果的な情報発信により、より多くの方に「知ってもらう」ことから地域経済の持続的発展をめざします。

1 協定名

スタートアップ等を含む地元企業の情報発信支援及び経済施策等の発信に関する協定

2 締結先

株式会社 PR TIMES（東京都港区赤坂 1-11-44）

代表取締役社長 山口 拓己

3 連携内容

- (1) プレスリリース配信サービス「PR TIMES」を活用した PR 支援に関する事項
- (2) 共催によるセミナー等に関する事項
- (3) 株式会社 PR TIMES が提供するサービスにおける情報に関する事項
- (4) その他堺市及び株式会社 PR TIMES が協議して必要と認める事項

4 協定締結日

令和6年3月28日（木）

5 株式会社 PR TIMES について

同社は Web 上でのプレスリリース／ニュースリリース配信サービスではシェア1位で、サイトの月間閲覧数は8900万回以上と業界内でも圧倒的に多く、また、250を超える提携メディア（プレスリリース情報を原文のまま掲載することが可能なメディア）への転載も可能。また X（旧ツイッター）のフォロワー数457,000人以上、Facebookは129,000人以上と SNS での情報発信にも強い。

URL : <https://prtimes.co.jp/>

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：産業振興局 産業戦略部 産業企画課
電 話：072-228-7414
ファックス：072-228-8816

スタートアップ等を含む地元企業の情報発信支援及び経済施策等の

発信に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社PR TIMES（以下「乙」という。）は、スタートアップ企業等を含む地元企業の情報発信支援及び甲の施策に関する情報発信について連携・協力することに関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、堺市内で所在・活動するスタートアップ等を含む地元企業の情報発信の支援、さらには甲及び乙の取組を関係機関に対して迅速に提供するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について互いに連携及び協力する。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) プレスリリース配信サービス「PR TIMES」を活用したPR支援に関する事項
- (2) 甲及び乙共催によるセミナー等に関する事項
- (3) 乙が提供するサービスにおける情報に関する事項
- (4) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（経費）

第3条 前条に定める事項において甲がプレスリリース配信サービス「PR TIMES」を使用する場合、その料金については原則無償とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、前条に定める事項の実施にあたり要する経費の負担については、その都度甲、乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（秘密保持）

第5条 本協定の履行に際して知り得た相手方の秘密情報及び保有個人情報について、本協定有効期間中及び期間終了後も、法令に基づく開示の要請を受けた場合を除き、相手方の承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。また、本協定の履行目的以外に

使用してはならない。

(その他)

第6条 本協定に定める事項に関する細目については、甲と乙が別途協議して定めることとする。

2 本協定に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(準拠法・合意管轄)

第7条 本協定書は日本法に準拠し、日本法をもって解釈する。

2 本協定書から生じ、又は本協定書に関連した一切の紛争は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本協定の成立を証するため、本協定2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月28日

(甲) 大阪府堺市堺区南瓦町3-1
堺市
堺市長 永藤 英機

(乙) 東京都港区赤坂1-11-44
株式会社PR TIMES
代表取締役社長 山口 拓己